

各介護サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護サービス事業者の皆さまに日々感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供いただくため、①感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援補助 ②職員の皆さまへの慰労金支給を実施いたします。

つきましては、介護サービス事業に係る当該補助金・慰労金支給のための申請手続きについて県ホームページに掲載しましたので、下記にご留意の上、申請手続き等をお願いします。

なお、本通知は、同一住所で複数の介護サービスを提供されている場合、同一住所のいずれかの事業所・施設に送付していますので、他の事業所・施設への情報提供をお願いします。

記

1 掲載ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html>

(ホーム>暮らし・教育>健康・福祉 >介護保険・サービス>

介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報)

2 申請に際しての留意事項

- (1) 申請先は、兵庫県国民健康保険団体連合会に介護報酬請求を行っている場合と行っていない場合では申請方法等が異なります。
- (2) 申請に必要な書類(申請書および様式 1～3)については、上記ホームページからダウンロードして作成ください。
- (3) お問い合わせは、裏面記載のとおり専用事務局を設置して相談対応します（高齢政策課ではお問い合わせに対応いたしませんので、ご注意ください）。

3 その他

上記ホームページでは、新型コロナウイルス感染に伴う各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報も掲載していますが、メールでもタイムリーにお知らせしますので、県高齢政策課からのメールを受信していない介護サービス事業所（施設を除く）や地域密着型サービス事業所におかれましては、必ず次のホームページから電子簡易申請システムでメールアドレスを登録してください。

ホーム>暮らし・教育>健康・福祉>介護保険・サービス>

介護サービス事業所等のメールアドレス登録等について

高齢政策課介護基盤整備班
班長 藤本 俊典

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請手続き（概要）

1 交付申請書の提出・支払方法について

兵庫県国民健康保険団体連合会(以下、国保連)に介護報酬請求を行っている場合と行っていない場合では申請方法等が異なりますので、ご留意の上、申請等手続きを行ってください。

区分	(1)国保連に介護報酬請求している場合	(2)国保連に介護報酬請求していない場合
申請方法	<p>申請書等（申請受付フォームURL）の提出は、国保連に介護報酬請求と同様、原則、電子請求受付システムによるインターネット申請とします。</p> <p>媒体（紙・CD-R）で報酬を請求している事業所は、別途国保連が8月中旬から発行する「ID、仮パスワード」により、電子請求受付システムによるインターネット申請にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>※媒体（紙・CD-R）による郵送又は持参での申請は、事務処理の都合上、支払が遅れることが予想されますので、インターネット申請にご協力をお願いします。</p>	<p>国保連にインターネット申請はできませんので、申請に必要な書類(申請書および様式1～3)をダウンロードして作成の上、下記事務局あて郵送してください。</p> <p>※郵送先</p> <p>郵便番号 651-8769（住所不要）</p> <p>兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 あて</p> <p>※必ず「レターパックライト」で郵送してください。</p> <p>※一斉提出による混乱を避けるため、窓口での受付は行いません。</p>
申請時期	<p>電子請求受付システムによるインターネット申請</p> <p>毎月15日（8月のみ17日）以降～月末日（最終：令和3年1月31日）</p> <p>※毎月1日～14日（8月のみ～16日）は、<u>受付できませんので、ご留意ください。</u></p>	<p>8月3日～令和3年1月31日</p> <p>（郵送受付のみとします。）</p>
申請内容審査・概算払いの時期	<p>毎月、申請を月末締めで受け付け、翌月に審査を行い、月末に介護報酬の登録口座に概算払します（紙やCD-Rによる申請の場合は、翌々月末払いとなる場合があります。）</p>	<p>県において申請内容を確認のうえ、交付決定した後、交付決定額を申請時に登録手続きされた口座に概算で振り込みます。</p>

2 補助・支給対象者・経費

(1) 感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援補助について

当該補助金の対象条件・対象経費は以下の通りです。

なお、この補助金の支払いについては、原則1回のみ概算払いとなっていますので、申請額は実施に必要な経費全てを計上して、1回で交付申請してください。

また、他の補助金との併給はできませんので、ご留意ください。詳細は、ホームページ掲載の補助基準単価表やQ&Aでご確認ください。

事業区分	対象条件(期間・事業所)	対象経費・補助額
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設(医療みなしを含む)	(対象経費例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用等 (補助基準額) サービス類型毎に設定
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所(医療みなしを含む)	(補助基準額) 1利用者あたり1,500円～6,000円
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(医療見なしを含む)	(対象経費例) 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用(長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費等) (補助基準額)20万円

(2) 慰労金の支給について

慰労金の支給対象・支給額は、以下のとおりです。

区分	対象事業所・施設		支給単価
対象事業所・施設	A	感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	20万円
	B	感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担ったとして次表の(1)から(5)のいずれかの要件(下記要件参照)を満たす事業所・施設	5万円
対象者	上記の施設・事業所等に、対象期間(3月1日～6月30日)中に10日以上勤務し、利用者と接する職員(注2)		

4 問い合わせ先

(1) 制度内容(交付対象、交付額、申請様式への入力方法等)に関すること

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

電話:078-362-3056

受付時間:平日9時～17時(土日祝日は除く)

(2) 電子請求受付システムによるインターネット申請に関すること

介護電子請求ヘルプデスク

電話:0570-059-402

受付時間:8月のみ 平日:10時～20時、土日祝:10時～17時

9月から 平日:10時～17時